

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、明治大学校友会埼玉県東部支部と称する。

(地 位)

第2条 本会は、明治大学校友会会則(以下「本部会則」という。)第3条第1項の規定に基づく「支部」である。

(目 的)

第3条 本会は、本部会則第4条の規定に基づき明治大学校友会本部(以下「本部」という。)が実施する事業に積極的に参加すると共に、会員相互の親睦・交流を図り、併せて地域社会に貢献することを目的とする。

(事務所)

第4条 本会の、事務所は支部長の居住地若しくは支部長が指定する所に置く。

2 本会の事務所に本会の会則、会員名簿、役員名簿、議事録等を備える。

(事 業)

第5条 本会は、第3条に定める目的を達成するため、次の事業を行なう。

本部との連携による大学賛助のために必要な事業

本会振興のために必要な事業

地域社会に対するPRと貢献

下部組織たる地域支部への支援

会員名簿、会報等の発行

その他本会の目的達成のために必要な事業

## 第2章 会 員

(構成員)

第6条 本会は、本部会則第5条の規定に基づく会員資格を有する者(以下、「校友」という。)のうち、同第6条第1項の規定に基づき埼玉県東部(以下、埼玉県支部区分表による「本県東部」という。)に居住する者及び同項但し書きの規定に基づき本会への所属に変更した者(この会則において「会員」という。)によって組織する。

2 前項に規定する会員以外の校友で本県東部内に勤務先又は事業所をもつ者を本会の特別会員とすることができる。

3 本部会則第7条に規定するところにより、本県出身の在学学生を本会の準会員として本会の活動に参加させることができる。

## 第3章 役 員 等

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

支部長 1名

副支部長 若干名

支部幹事長 1名

支部副幹事長 3名

支部幹事 若干名

支部監査委員 2名又は3名

## 第4章 会 議

(総 会)

第17条 本会は、毎年1回5月に定期総会を開催する。但し、必要ある場合は、臨時にこれを開催する。

(役員会)

第18条 役員会は、総会への付議事項並びに本会の事業、業務及び運営に関する事項を審議・決定する。

(委員会)

第19条 本会は、必要に応じ、役員会の議を経て委員会を設ける。

## 第5章 事業年度・会計等

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(年会費)

第21条 原則として地域支部に所属していない会員及び特別会員は、本会の年会費1,000円を毎年12月末日までに納入するものとする。

## 第6章 そ の 他

(変更の届出)

第26条 会員は、氏名、住所、職業及び勤務先に変更があった場合、遅滞なく本部又は本会に届け出るもの

とする。

#### **附 則**

- 1 この会則は、2003年2月23日開催の臨時代議員総会において改正された本部会則を受けて制定する。
- 2 この会則は、2003年3月27日開催の埼玉県東部支部設立総会の議を経て会長の承認を受け、同年4月1日より施行する。